

マージン率等に係る情報提供

有限会社セーフティ三重

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供いたします。

(対象：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)

記

- | | |
|---|----------|
| 1. 派遣労働者数 | 1 人 |
| 2. 派遣先事業所数 | 1 件 |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)) | 16,000 円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)) | 12,400 円 |
| 5. マージン率 | 22.5% |
| 6. 労使協定を締結しているか否かの別
労使協定有 (協定の有効期間の終期：2025年3月31日まで)
対象：すべての派遣労働者 | |
| 7. キャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先本社 059-253-2880
教育訓練に関する計画
入職時基礎訓練、初級研修、中級研修、ビジネススキル研修、キャリアアップ研
修等 | |

以上